

本書ノ大キサ國定規格A5判

鳥取縣公報

昭和十五年七月十二日

金曜日

第千百四十七號

告示

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第五百十三號
昭和十五年六月二十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算、同年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出追加豫算並同年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年七月十二日

鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲

經

常

入

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一項 第十二款

國庫下渡金
警察費下渡金三八三、二七九圓
三二一

00662

00663

第一款	第二項	義務教育費下渡金	三八二、九五八
第二款	第六項	雜物品賣拂代入	五八、五四
第三款	第一項	常部時計	二、七〇〇
第四款	第八項	臨線過年收	四五、四〇〇
第五款	第二項	前年度越金	五五、八四五
第六款	第六項	庫補助金	五三、五三五
第七款	第一項	國庫業事業費補助金	五四、五九五
第八款	第三項	國庫業事業費補助金	四五、九四〇
第九款	第十款	國勢調查費交付金	二三、五四
第十一款	第一項	縣庫業事業費補助金	二五、五九五
第十二款	第二項	縣庫業事業費補助金	二四、五四
第十三款	第四項	縣庫業事業費補助金	二四、三六二
第十四款	第七項	縣庫業事業費補助金	二五、三六〇
第十五款	第一項	縣庫業事業費補助金	二五、三六〇
第十六款	第二項	縣庫業事業費補助金	二四、八〇〇
第十七款	第四項	縣庫業事業費補助金	二三、三六〇
第十八款	第六項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第十九款	第一項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第二十款	第二項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第二十一款	第四項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第二十二款	第六項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第二十三款	第一項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇
第二十四款	第二項	縣庫業事業費補助金	二一、八〇〇

第一項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第三項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第四項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第五項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第六項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第七項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第八項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第九項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十一項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十二項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十三項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十四項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十五項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十六項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十七項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十八項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第十九項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二十項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二十一項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二十二項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二十三項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
第二十四項	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入

第一項	慈惠救濟金	綠入金	一、三〇〇
第三十六款	事變費	一、一七五	
第三十四款	勸業費	一、九五〇	
第四十一款	旱害對策施設費	一、九五〇	
第五項	旱害地利子補給金	一、六五	
第六項	農作物施設費	一、三二六	
第五十四款	雜費	二、八三九	
第一項	過年度追拂	三、〇〇〇	
第五十七款	農產資源開發開墾事業費	二、二七四	
第一項	貸出金	二、二七四	
第五十八款	國勢調查費	四六、四〇〇	
第一項	貸付金	四六、四〇〇	
第五十九款	交計費	二八、三六〇	
第一項	合計費	二三、三七七	
第二項	歲出	四、九八三	
第一項	歲出	二一九、九九七	
第一項	歲出	六三八、九六一	

第十五項	勸業費	一、一七五
第十三項	社會事業費	四〇二、四四四
第二十一款	市町村立小學校教員費	四〇二、四四四
第一款	歲出經常部計	四一八、九〇四
第一款	歲出臨道木路費	一、二一三
第一款	歲出橋梁費	四一、二四五
第一款	歲出師範學校費	四七五
第一款	歲出中等學校滑空訓練臨時施設費	九三〇
第一款	歲出大山訓練所建設費	九二〇
第一款	歲出慈惠救濟金綠入金	五二〇
第一款	歲出山林產物搬出施設費	九二〇
第一款	歲出勸業費	四九、〇四〇
第一款	歲出中等學校滑空訓練臨時施設費	九二〇
第一款	歲出大山訓練所建設費	九二〇
第一款	歲出慈惠救濟金綠入金	五二〇

昭和十五年度特別會計救濟金歲入歲出追加豫算

00666

第三款	緑	越	金	金
第一項	國庫	交付	金	金
第一項	國庫	交付	金	金
第一項	補充	付附	金	金
第一項	一般會計	補充	金	金
第一項	一般會計	補充	金	金
第一項	濟用	救濟費	金	費
第一項	濟用	救濟費	金	費
第一項	一般會計	運用	金	費
第一項	一般會計	運用	金	費
第一項	越	金	六、〇二六圓	二一、九四七
第一項	越	金	六、〇二六圓	二一、九四七
第一項	越	金	二四、八〇〇圓	二七、九七三
第一項	越	金	二四、八〇〇圓	二七、九七三
第一項	越	金	二四、八〇〇圓	五二六
第一項	越	金	五二六	五二〇
第一項	越	金	五二〇	四九八〇
第一項	越	金	五二〇	四九七

昭和十五年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算

00667

歲	入	合	計
第五款	歲	貸	出
第一項	貸	貸	出
歲	出	合	計
			金
			二四、八〇〇

◆鳥取縣告示第五百十四號
左記ノ者ニ對シ今回試験検定ノ上頭書ノ通り小學校教員免許狀ヲ授與セリ
昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

種別	常	小	學	校	本	科	正	教	員
尋	足	伊	戶	西	牧	桑	嶋	武	藤
田	田	本	浦	村	立	板	立	藤	
芳	瑠	繁	佐	道	な	愛			
璃	代	千	佐	道					
子	子	子	子	子	子	子	子	子	子

00671

同 同

鈴 有 淺 富 松 岡 村 小 前 稲 深 國 蔠 山 山 若 田

河 福 木 水 中 永 尾 島 本 江 田 田 田 頭 尾 田 野 川 清

節 靜 夕 節 久 初 由 雪 茉 春 萬 彰 義 延 幸 禎 登 駒 和

喜 利

惠 カ 子 代 孝 榮 子 江 莉 惠 代 子 雄 江 子 子 枝 惠 子

同 同

尋 常 小 學 校 準 教 員

小 學 校 專 科 正 教 員 (農 業 科)

(商 業 科)
(裁 縫 科)

黒 岸 田 伊 津 小 米 尾 高 岡 春 山 西 小 朝 佐 久

見 本 中 藤 村 原 田 崎 田 垣 摘 口 村 林 井 藤 川

壽 富 幽 春 幸 千 八 丈 德 憲 武 春 宗 絹 登 準 久

美 代 重 美 之

子 子 香 子 子 子 さ 平 一 夫 信 治 慧 子 助 雄

鳥取縣公報 第千百四十七號 昭和十五年七月十二日 (第三種郵便物認可)

一〇

昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號

住 所

氏

名

一、二六九 東伯郡上北條村大字新田百參拾八番地

伊

東 義 男

一、二七〇 東伯郡旭村大字今泉五百拾壹番地

松

浦 薫

◆鳥取縣告示第五百十六號
昭和十五年七月九日左ノ者ニ對シ動力糲搗業免許證下附セリ

昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號

住 所

氏

名

一、二七一 岩美郡宇倍野村大字高岡五拾壹番屋敷

山

本 重 義

◆鳥取縣告示第五百十七號
八頭郡賀茂村大字門尾地内國道二十號線道路及附屬物ハ改築シタル構造ノ通區域ヲ變更シ昭和十二年二月一日ヨリ供用ヲ開始シ不用ニ歸シタル道路及附屬物ハ供用ヲ廢止ス

昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證番號

住 所

氏

名

鳥取縣告示第五百十八號

東伯郡橋津村大字橋津一六二

門 田 房

藏

右ノ者ニ對シ左記游泳場ノ開設ヲ許可シタリ

昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一名稱 橋津海水浴場

東伯郡橋津村大字橋津

二 所 在 地 東伯郡橋津村大字橋津

三 開 設 期 間 自七月四日 至八月三十日

◆鳥取縣告示第五百十九號
產婆名簿登録取消者左ノ如シ

昭和十五年七月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 烏取縣西伯郡天津村大字福成六〇五番地

昭和十五年六月九日死亡ノ故ヲ以テ名簿取消方

出願ニ對シ昭和十五年七月三日取消

住所 烏取縣西伯郡日吉津村大字日吉津一〇七

昭和十五年六月十日廢業ノ故ヲ以テ名簿取消方
出願ニ對シ昭和十五年七月三日取消

千 原 光 子

彙 報

滿洲土地行政機構ノ擴充並地籍整理事業ノ應急實施ニ伴ヒ之ニ要スル職員募集ニ付希望者ハ左記承知ノ上應募相成タシ

一 聘用人員

百 名 (左記參照)

區 分	人 員	事 勿	內 容	摘 要
行政官 系統	約 六 十 名	(1) 土木・農務・林務等ノ土地ニ關スル事務ニ 現ニ從事シ又ハ經驗ヲ有スル者 (2) 庶務・經理・人事等ノ事務ニ現ニ從事シ又 ハ經驗ヲ有スル者	現職官公吏	

00673

00670

技術官 系統

約 二 十 名

地租關係事務及國有財產事務等ニ現ニ從事シ又
ハ經驗ヲ有スル者

測量技術修得者 (土地丈量ニ從事シ又ハ
經驗ヲ有スルモノ)

二 應募資格

(一) 前表ニ掲タル事務ノ一二現ニ從事シ又ハ經驗ヲ有スル者

(二) 概不五級俸以下ノ現職判任官・同待遇官吏及市町村公吏並ニ四ヶ年以上勤續セル現職

雇員

(三) 身體強健ニシテ志操堅實ナル者

(四) 年齡概不四十五歲未滿ノ日本内地人タル男子

三 應募手續

提出書類ハ鳥取縣人事課ニ照會スルコト

四 待 遇

(一) 官 職

(イ) 委任官 (判任官)ニ任用ス (將來市又ハ縣ノ地政科長ニ充ツル豫定)

(ロ) 官名ハ學歷・職歷ニ應シ屬官又ハ技士 (技手)ニ任用ス

(二) 給 與

文官給與令ニ定ムル本俸・職務津貼・冬季津貼ヲ合シ現ニ受クル俸給（本俸）額ノ概ニ二十五割程度ヲ標準トシ人物・識見、學歴、職歴其ノ他ヲ勘案シテ決定ス。但シ現俸給額ノ低位ニ在リト認メラル、者ニ付テハ適宜増額ス。

備考

- 1 本俸ハ本人ノ履歴等ニ依リ決定ス
- 2 職務津貼ハ本俸ノ四割ニシテ當時一律ニ支給ス
- 3 冬季津貼ハ冬季六ヶ月（十月ヨリ翌年三月迄）本俸ニ對シテ概ニ南滿一割・中滿一割五分・北滿二割ヲ支給ス
- 4 勤務地津貼ハ所定ノ勤務地ニ限リ概ニ六圓乃至三十圓ヲ支給ス
- 5 臨時生計津貼ハ扶養家族ヲ有セザル者ニ三圓乃至五圓ヲ、扶養家族ヲ有スル者ニ十二圓乃至十五圓ヲ支給ス
- 6 住宅料補給金ハ借上家賃ガ月收額ノ概ニ一割八分ヲ超ヘタルトキ其ノ超過額ヲ補給ス其ノ額ハ概ニ月收額ノ二割以内トス

五 任地

任地ハ豫メ決定示達スルモ地政總局（新京）・地政局（熱河省又ハ錦州省）・省（奉天・吉林・間島・安東・濱江・牡丹江）又ハ之等各省管内ノ縣・市・地政職員トシテ配屬スルモノトス

但シ地方勤務者ハ一應新京ニ赴任シ約一ヶ月後任地ニ赴クモノトス

六 旅費

任用者ニ對シテハ日本官公トシテ在職シタルヨリ新京ヲ經テ任地迄ノ赴任旅費（日當・宿泊料・鐵道貨・船貨・車馬貨等）ヲ支給ス。家族移轉料ハ同一戸籍内ニ在ル家族中扶養ノ義務アル者ニシテ一ヶ年以内ニ同居シタル者ニ付支給ス。

『附記』 本回聘用ニ引續キ本年九月第二次聘用ヲ實施ス要領ハ人員及期日ヲ除クノ外本要綱ニ準ズ。

X

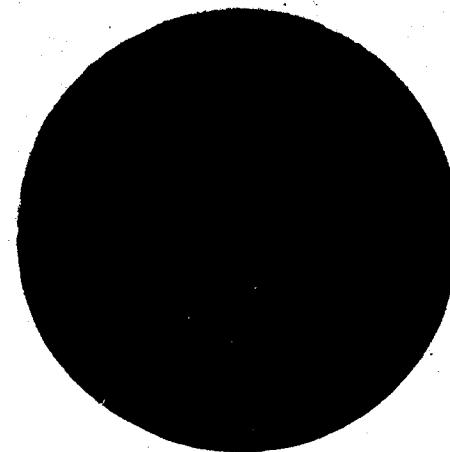
X

◎ 鳥取縣修鍊農場（東伯郡南谷村）ニ本年七月二日ヨリ左記ノ通電話開通セリ

一電話番號 關金十五番

00676

事變特報



堅忍持久
盡忠報國
舉國一致

東

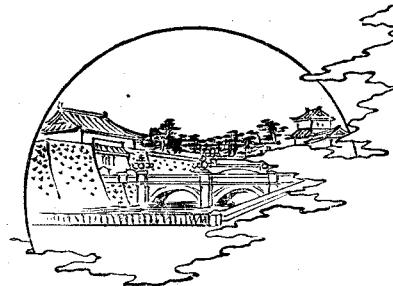
報

第六十二號

次 目

- 畏し戦時下の御精勵 (知事官房) 一九頁
- 國際情勢と帝國の立場 (時局課) 二二頁
- 海軍豫備員制度について (社寺兵事課) 二五頁
- 暴利行爲等取締規則の改正について (特高課) 二八頁
- 昭和十五年本縣増産計畫 【六】 (農產課) 三三頁
- 徵兵検査終了に當りて (社寺兵事課) 三六頁
- 滿洲建設勤労奉仕隊 特設農場班鳥取隊編成 (社會教育課) 三八頁
- 母性・乳幼兒の問題 (衛生課) 三九頁
- 滿洲開拓青年義勇隊奉仕教員隊 (社會課) 四二頁
- 農業報國聯盟鳥取支部 (農業報國運動要項) (規畫課) 四三頁
- 興亞學生勤労奉仕隊師範隊 (學務課) 四七頁
- 非常時下食物の攝取量はどの位でよいか (衛生課) 四八頁
- 滿洲建設勤労奉仕隊女子青年隊 (社會教育課) 五〇頁

守 れ 安 全 輝・く 日 本



勵精御の下時戦し裏

天皇陛下に於かせられては、玉體益々御健勝に亘らせられ、時局下に於ける御政務、御軍務に宵衣旰食の御精勵は誠に畏き極みであります。殊に今次の戦局が長期に亘り、加ふるに歐洲の戦亂が擴大するに及んで、軍事、外交は申すに及ばず、之に伴ひ萬機愈々輻輳繁劇を加へさせられまして、早晩深更の御厭ひもなく御親裁あらせられることは、洵に恐懼感激に堪へない次第であります。

かかる中にも、祭祀に對しましては特に鄭重を極めさせられ、毎月一日、十一日、二十一日の旬祭には、畏くも御潔齋の上御直衣おなほしに御更衣遊ばされ、親しく賢所・靈殿・神殿に御拜あらせられ、國家國民のため康寧を御祈念あらせられ、其の他の日に於ては、侍從をして御代拜せしめられ、曾て一日と雖も、この三殿の祭祀を缺かし給ふことはあらせられないのであります。

又出征軍人に對しては、特に大御心を注がせ給ひ、苦熱と戰ひ、風土と鬪ひつゝ干戈を交ふる陸兵に對し、又怒濤と戰ひ、熱暑と鬪ひつゝ海の護りを完うする海兵に對し、屢々侍從武官を御差遣あらせられ、將兵の鼓舞激励に努めさせられ、時に清酒、御賚を下賜あらせられて、其の勞を犒はせ給ふて居ります。

彼の戰場に馳驅して敵彈に傷き、或は不幸にして病を獲たる傷痍軍人に對しては、痛く軫念あらせられ、側近に御下問のことも屢々あります。先般は特に東京療養所並びに失明傷痍

軍人寮へ牧野侍従を、愛知療養所へ徳川侍従を福岡療養所並に職業補導所へ岡部侍従を夫々御差遣あらせられて御慰問せしめ給うたのであります。

銃後に於ける軍人遺族、家族についても御仁慈を垂れさせられ、雨につけ、風につけ、戦病死者の遺族を偲び、出征軍人の家族を思ひやらせ給ふのであります。が、わけてもこれ等英靈に對しましては、懼れ多くも 天皇陛下より陸海軍を通じて特に祭料を下賜せられて居ります。尙ほこれ等の戦病死者は、神として靖國神社に合祀仰出され、四月二十五日には特に御除喪の上同神社に行幸、護國の英靈に對して親しく御拜あらせられました事は、國民の感銘今尙ほ新

たなるところであります。生きて功を樹て、凱歌を揚げて歸還するは男子の本懷之に過ぐるものはないのであります。武運拙くして無言の凱旋をなす英靈に對しては一入御同情を垂れさせ給ひ、宮中奥深きところに、御府顯忠府を御擴張の上、一兵に至るまで

の三府縣知事を召されて民情を具さに奏上せしめられたのであります。

多摩陵御參拜を濟ませ給ひし翌日、即ち六月十五日には淳和天皇の千百年式年祭を行はせられ、超えて十七日には陸軍大學校の卒業式に行幸、還行の御途次大本營陸軍部へ御立寄仰出され、更に十九日には御運動の御序を以て近衛師團へ御立寄、親しく諸兵を歎はせられ、翌二十日には宮内省主催の紀元二千六百年奉祝武道大會に行幸仰出されたのであります。

天寶武道は弓道・剣道・柔道に亘つて、日本固有の武道精神の發場に深く大御心を留めさせられ、長時間天覧の光榮を仰ざましたことは、啻に武道御獎勵の恩召に止まらずして、實に時局下に於ける日本精神の昂揚に一層の深き恩召の存することを拜察し奉る次第であります。

更に六月二十六日には盟邦滿洲國皇帝には長途御來訪の上、我が紀元二千六百年を慶祝し給ふに當り 天皇陛下には此の日、宮城より東京驛に行幸、親しく御出迎へ遊ばされ、同日再び宮

其の寫真を永く御手許に留めらるるの恩召をして、先般宮内省をして各々關係官廳に手續を了せしめられました。聖恩枯骨に及ぶ辱けなさが切々として身に沁みるのであります。

陛下には竹田宮昌子内親王殿下の薨去の爲め御叔母に當らせ給ふ御續柄を以て、九十日間の御服喪にあらせられましたが、去る六月六日御喪明け後、間もなく關西行幸を仰せ出されたのであります。此行幸は申すまでもなく、紀元二千六百年を迎へ、伊勢の神宮を始め奉り、肇國の聖地たる大和の地、神武天皇山陵並びに櫛原神宮、京都なる仁孝天皇山陵、孝明天皇・英昭皇太后山陵、明治天皇・昭憲皇太后山陵に親しく御參拜、更に還幸の翌日、多摩に鎮まります大正天皇山陵に御參拜の上、皇祖皇宗の御親靈に對し恭しく此の佳年を御親告、以て時艱克服と共に國運の彌榮を御祈念あらせられたのであります。尙ほ御駐輦中に於ては、努めて諸事御簡素を旨とし給ひましたが、地方に於ける實情を御聽取遊ばされる恩召から特に京都・奈良・三重

城御出門、赤坂離宮に行幸、御答訪あらせられ引き續き御滞京中は御會見、御會食、御告別等、洵に恐れ多き御繁多の幾日かを御過し遊ばされたのであります。

時局下益々御多端に亘らせらるゝ折柄、時恰も光輝ある紀元二千六百年を迎へ愈々御行事繁く、行幸のことのみにても六月中、實に十日間に渡り十六ヶ所に及んで居るのであります。玉體の御健やかなることは申上るまでもないことであります。が、一にこれ御精勵の大御心に依ることと、尊しとも尊く、畏しとも畏き極みであります。

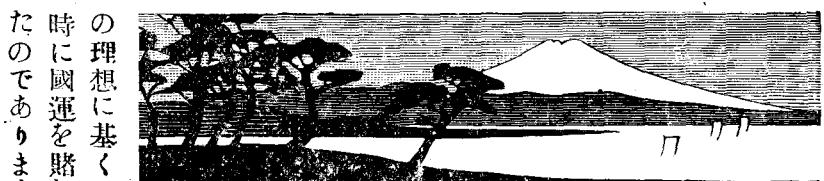
尙ほ茲に、申すも畏き次第であります。陛下には戰線にある將兵の生活を恩召され、本年正月元日に當つて、朝晝夕の御三度特に野戰料理を御命じになり、之を御召上り遊ばされたことは、既に國民の恐懼申上て居るところであります。が、陛下には夙に食糧問題についても御意に介され、遠く東宮御時代より半搗米に大麥を混じて御使用になつて居られましたが、最

近に至つては之に外米を混じて御料に充てさせ
給うて居るのであります。朝に戰場の勇士を偲
び、夕に銃後の國民を思ひ、一貫以て民と休戚
を共にし給ふ大御心の御發露と拜察し奉るので
あります。

今や東亞新秩序の建設の聖業は第四年に入り
上下の忍苦と國民精神の作興とを必要とすると
きに當り、思ひを神武天皇の創業に馳せ、皇圖
の宏遠にして雄大なるを思ふの時、國のため、
民のため内外多事の戰時下に於て、此の御精勵
を拜しますことは、眞に一億臣民の只管恐懼に
堪へないところで、感激のいやが上にも昂まる
のを禁じ得ないのであります。

(宮内省發表)

• • • • •



歐洲戰局の急速な進展によつて、國際情勢に急激な變動を來してゐる折柄、有田外務大臣は六月二十九日、ラヂオを通じて「國際情勢と帝國の立場」と題する演説を放送、變轉する世界情勢に處する帝國の外交方針を左の通り明らかにした。

我が國肇國以來の理想は、萬邦をして各々の所を得しむるにあります。我が外交方針も亦この理想に基くものであります。これが爲には時に國運を賭して戰ふことすら敢て辭せなかつたのであります。

國際情勢と 帝國の立場

凡そ世界平和の確立は人類の渴仰する所であります。その世界平和なるものは萬邦各々その所を得るに非ざれば、永續性なきことは言を俟たないのであります。しかしこの意味に於ける世界平和の確立は、人類進歩の現段階に於ては、遺憾ながら一舉にして達成し難いものがあります。故に、この大理想を實現する爲には地理的、人種的、文化的、經濟的に密接なる關係にある諸民族が、共存共榮の分野を作り、先づその範圍内に於ける平和と秩序とを確立すると共に、他の分野との間にも共存共榮の關係を樹立することが最も自然な順序であらうと考へるのであります。

而して人類葛藤の原因が概ねかかる自然的・建設的體制を顧みようともせず、また在來の不合理不公正に修正を加へようとしないことに存することは、世界が過去に於て、また現在に於て經驗してゐる實情でありまして、今次歐洲戰争の勃發に鑑み特にこの感を深くする次第であります。從つて國際平和を恒久的基礎の上に確立

致しまする爲には、凡ゆる努力を以てかくの如き過誤を是正せねばならないのであります。帝國が東亞新秩序の建設に向つて邁進致して居りますのも以上の精神に基くものであります。従つて支那事變收拾に對する帝國の態度は、從來屢々聲明致しました通り、何等支那の存立と相容れない者ではないのみならず、善隣友好共存共榮を旨とするのであります。然るに從來帝國の此大義に立脚せる東亞再建の大業に對し理解を有しないのみならず、却つて蔣政權を支持し、東亞に於ける平和建設を妨礙しつゝあるもののが存しまする事は極めて遺憾の事であります。豫てその反省を促し來つたのであります。この際更にその猛省を促すと共に、援蔣行爲の根絶を期し、凡ゆる手段を盡す決意を有するものであります。世上往々武力による現状の打開を、理由の如何を問はず、否認せんとするものがありますが、帝國が過去三年に亘り兵を支那に動かして居りますのは、公正にして永續性ある平和を招來するが爲に、己むなく發動せる大

乘的行爲でありまして、實に破邪顯正の活人劍を振ひ居るものに外ならないのであります。

東亞の諸國と南洋諸地方とは地理的にも歴史的にも、民族的にもはたまた經濟的にも、極めて密接なる關係にありまして、互ひに相より相扶け、有無相通じ、共存共榮の實を擧げ、以て平和と繁榮とを増進すべき自然の運命を有するのであります。故にこれ等の地域を一括して共存の關係に立つ一分野と爲し、その安定を圖ることが當然の歸結と思はれるのであります。

かくの如く部分的に公正なる平和を建設し、これを集大成して世界全般の公正なる平和を建設せんとする考へは、歐米諸國に於ても存するのであります。

而してこの思想はそれゝの分野に於ける安定勢力を豫想するのもであります、かかる勢力を中心と致しましてその分野内に於ける諸民族が共存共榮と安定とを確保すると同時に、各分野は他の政治的、文化的、及び經濟的特色を尊重し、有無相通じ、而も互に相侵さず協力するのであります。

海軍豫備員制度について

海軍豫備員制度擴充のため、最近關係事項について改正せられてゐるものが澤山あるので、茲に概要を記して参考に供します。

一 最近の概況

帝國海軍では國防上海軍豫備員に期待する處が非常に多いので、昭和九年新に海軍豫備員候補者令を制定して航空豫備學生、豫備生徒（航海科、機關科）豫備練習生（航海科、機關科、航空科甲種、航空科乙種）を豫備員候補者とし昭和十一年商船學校等配屬武官が制定せられて公立商船學校に現役武官を配屬して軍事上必要な教育を行ふこととし、又昭和十二年に海軍豫備員候補者令が改正せられて、水產講習所遠洋漁業科卒業者を海軍豫備少尉に任用し、又

- 2 海軍豫備員令を改正せられて、水產講習所遠洋漁業科卒業者を海軍豫備少尉に任用し、
 - 3 海軍豫備候補生教程修了者を海軍豫備三等水兵、又は海軍豫備三等機關兵に採用することとし、漁船員に對して海軍豫備員制度を適用することとなりました。尚
 - 4 水產講習所配屬武官令が制定せられて、同所に現役武官を配して軍事上の教育を行ふことになりました。
- ### 二 最近改正の概要
- (一) 昭和十三年に海軍豫備員候補者令及び海軍豫備生徒とし、又船員法に依る船員として一年以上の経験を有するものを海軍豫備練習生に採用することとし、又昭和十二年に
- (イ) 整備科航空豫備學生 從來航空豫備學生と稱してゐたものを飛行科航空豫備學生とし、航空（整備）關係の豫備將校とするため、新たに大學工學部又は工業専門學校卒業者から整備科航空豫備學生を採用することとし、之を海軍航空隊に於て約一ヶ年教育

ことを以てその内容とするのであります。

今次歐洲戰爭が勃發致しまするや、帝國政府は不介入の方針を闡明し、歐洲戰爭に入らせざると共に戰禍の東亞方面に波及を欲せざることを明に致しましたが、自然帝國としては歐米諸國が東亞方面の安定に好ましからざる影響を及ぼすが如き事なきを期待するものであります。

今や帝國は東亞新秩序の建設に邁進して居りますると共に、今次歐洲戰爭の成行き、特に南洋を含む東亞の諸地域に及ぼす影響については常に深甚なる注意を拂ひつゝあるものであります。これ等諸地方につき齎らざることあるべき運命に對しましては、東亞の安定勢力たる帝國の使命と責任とに鑑みまして、重大なる關心を有するものであることを言明して置きます

して修了者を航空關係の海軍豫備機關少尉に任用する。

(ロ) 工作科豫備補習生 新に海軍工作廠に於て、二年以上勤務経験者より工作科豫備補習生を採用することとし、約一年海兵團に於て教育して修了者を海軍豫備三等工作兵に採用する。

(ハ) 豫備特務士官制の廢止 豫備特務士官を豫備士官とし、豫備高等武官の兵籍は全部之を海軍省に置く。

(二) 官立中等商船學校及海員養成所の新設

從來高等船員の養成機關として官立高等商船學校二校、外に内地に公立商船學校が八校あつたのであるが、之を廢合し且つ適當數の官立中等商船學校を創設して、商船教育の擴充高等船員の優秀化を圖り、併せて海軍豫備員の向上を期し、昭和十四年度には官立中等商船學校四校を創設し、公立校中の鳥羽、富山、大島、鹿兒島の四校を此の官立に移管し、又昭和十五年度には廣島、弓削、粟島の三校

なる見込である。

(備考) 従來の公立商船學校生徒は今迄通り海軍豫備練習生に採用される。

(ロ) 教育查閱の實施 多年要望せられた官立各種商船學校に就き、海軍大臣は現役將校をして教育查閱を行ふことに規定された。從來は教育查閱を行ふ規程がなくて遺憾とされたのであつたが、今後は同校豫備候補者の教育に關して一段の進歩を期待し得るに至つたのである。

(ハ) 整備科豫備練習生制度新設等海軍省令第十六號を以て海軍豫備練習生規則を改正し、整備科豫備練習生制度を新設して甲種工業學校卒業者から之を採用し、約一年間海軍航空隊に於て教育して修了者を海軍豫備三等整備兵に任用することとなつた。

(ニ) 新設官立中等商船學校に海軍現役武官を校長又は委任官教諭等の職員として任命することになつた。昭和十四年、商船學校配屬武官令が改正も

を官立に移管することに豫定せられてゐる。

鹿兒島は既に遞信省所管の官立海員養成所を新設せしめ將來普通海員の幹部たるもの及び小型船舶職員を養成することとなる。尙其の後小樽、唐津に海員養成所を設置せられ、ことは慶賀に堪へない處である。

(三) 昭和十四年海軍豫備員令、海軍豫備員候補者令、海軍武官階及び聘用せられたる官吏待遇に關する勅令が改正せられて、次の如く新制度を確立されてゐる。

(イ) 新設官立中等商船學校 同校生徒は今後入學と同時に之を海軍豫備練習生として海軍兵籍に編入される。

從來公立商船學校は途中退學者が多く、卒業者は約半數に過ぎないと云ふ風であつたが、今後採用の官立中等商船學校生徒は全部給費生である關係もあつて素質も良くなり減耗率も少く

られて新設の遞信省所管海員養成所に海軍現役武官が配屬されることになつた。

目下一所採用員數は約六十名であるけれども昭和十五年度には倍加せられる筈である。

尙同所修了者であつて海軍豫備員候補員令第五條に適應する有資格者は、將來之を兵科、機關科、豫備補習生に採用せられる豫定(昭和十六年度より)であつて、配屬武官を置いて同所の生徒に對して軍事上必要な指導を行ふこととなる。

三 其 の 他

(一) 兵科及び機關科豫備補習生の採用及び船員の軍事講習採用地は目下左記漁船の中樞地である。

横鎮 静岡、宮崎、青森縣
吳鎮 三重、和歌山、兵庫、山口、島根縣
佐鎮 福岡、鹿兒島、宮崎、長崎縣
舞鎮 富山縣

尙右各地では概ね毎年軍事講習を行つてゐる

(三) 紙與關係改正

從來海軍豫備員候補者の海軍に於て教育中の給與は食糧を給し且つ必要なる被服を貸與する程度であつたが、今回給與令を改正して入退校（團、隊）の際旅費の支給手當の支給等を改正せられるに至つた。

暴取改 利縮正 行規に 爲則就 等のて



一、所謂暴利取締令の沿革と改正の要點

我國に於て最初の暴利取締令が實施されたのは大正六年で、當時に於ては其の適用範囲も至つて狭く所謂岡半、増貫等の連中に戒告處分の

發動を見たのみで、其の後一度も適用されず「抜かすの寶刀」として纔に其の存在を示してゐたに過ぎなかつたのであります。が、今次の支那事變勃發により昭和十二年八月商工省令として全般的な改正が加へられ、其の範囲も擴大された暴利戒告等も盛んに適用され、暴利取締上相當の効果を收め來つたのであります。

そしてその後なほ數度の改正が加へられ、取締範囲が擴大されると共に價格表示（正札）制度等も出來、取締上多大の効果を收めつゝあつたのであります。が、昭和十四年十月價格等統制令の發布せらるゝと共に暴利取締令も改正の必要を生じ、昨年十二月二十六日商工、農林省令第一號を以て名前も改められ「暴利行爲等取締規則」が發布され、全般的に暴利行爲を禁じ所謂惡德ブローカーの取締規定を強化擴大されたのであります。

而して本年六月二十四日更に此の規則の一部が改正されて去る七月八日から實施（一部即日施行）されることとなりましたが、其の要點は事柄なので、今少し詳しく述べて見たいと思ひます。

（一）改正前の規定に依れば「物品の販賣を爲す」となつてゐたのを「不當の報酬を得ず」と改正）
（二）物品賣買の媒介は業者間の販賣購買の媒介に限らず苟も不當の報酬を得るものなるに於ては通常人間の物品賣買の媒介も爲すことを得ずと爲したこと。

（三）公定價格の設定せられたる物品なりや、協定價格の認可を受けたる物品なりや又は指定期日に於て停止されたる物品なりや等の表示を爲さしむること、爲したこと。

（四）物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量若は數量の表示又は之に關し必要な事項を命じ得ること、爲したこと。

右の内（一）及（二）は所謂ブローカーに對する取締

規定の範圍擴大で直接一般業者には關係が薄いと存じますが、三及四に付ては直接各位に關係も深く又直に實行して頂かねばならない事柄なので、今少し詳しく述べて見たいと思ひます。

（一）改正前の規定に依れば「物品の販賣を爲す者は其の價格を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし云々」となつてゐて只單に「物の値段」のみ表示して置けばよかつたのですが、此の度の改正に依り「値段」の外に其の品物が「公定價格品」であるか「協定價格品」であるか、又は「停止價格品」（所謂九、一八でストップされた儘公定價格も新製品）であるか「許可價格品」であるか其の區別を一々判り易く表示しなければなりません。隨つて以前の規則に比べると隨分面倒にもなり手數ではありませうが、之が廳て閣取引防止の一助ともなることに思を致され

(二) 右の通り値段の外に種々表示しなければならぬことが増へた譯ですが其の内容は農林、

商工省告示第九號に明示されてある通りで、

又は

公定價格品

と表示しなければならぬものは、價格等統制令第七條により主務大臣又は地方長官が價格を指定したるものは勿論同令第六條により定められた他の法令に基き額を定め又は額の處分ありたる物品の全部。故に苟も官廳で決定された價格は大体全部^④の表示に相當するものだと大きづばに覺へて置いて下さい。

協定價格品

と表示しなければならぬものは、價格等統制令第三條第一項により業者の團体から協定價格を主務大臣又は知事に認可申請して其の認可を受けたるもの。

許可價格品

と表示しなければならぬ品物は、輸入關係其

の他特別の事情に依り停止價格、公定價格の如何に拘らず主務大臣又は知事の許可を受けたもの。

又は

停止價格品

と表示しなければならぬ品物は價格統制令第二條により所謂九・一八價格としてストップを命ぜられた品物で、未だ公定價格もなければ協定價格も認可されて居らぬ、又特別に許可も受けて居なぬ品物のことで、之等は全般此の表示をしなければなりません。

勿論季節品や新規開業其の他で九月十八日現在の實績のない品物も矢張り統制令の適用を受けるのですから此の表示が必要です。(新製品も矢張り九・一八の適用は受けますが之は別に表示しなければならぬことになつてゐます)

生鮮食料品、鮮魚介類、骨董品其の他價格等統制令により九・一八の適用を受けない品物は種別の表示の必要はありませんが、價格の表示は依然としてしなければならないの

ですから此の點御注意願ひます。但し以前の暴利取締令により價格表示を要しなかつたもの例へば青物行商、魚介類行商、入札、糶賣の方法によるもの等に就ては價格表示義務はありません。

又は

新製品

と表示しなければならぬものは所謂新製品と稱するもので、昭和十四年九月十八日當時全然なかつた品物で其の後新に製造された全然別箇の效用を有し、型態も内容も從前なかつた品物であることを要します。

此の際特に御注意願ひたいのは此の新製品の意義に就てであります。どうも最近新製品なるものの、意義を故意に曲解擴大して、新製品でないのに拘らず新製品と稱して不當に價格を吊上げて居るではないかと見受けられるものがありますが、新製品とは既存(九・一八當時)の物品とは型態内容、效用等に於で本質的に差異あるもの、みを指稱し、假令一地方に於ては新規な品物でも内地の他地方で

は同様の品物が取引されて居つた事例あるものは新製品ではあります。

(三) 尚表示の方法は以前の正札表示と同様に相當大きく見易い箇所にはつきりと表示しなければならぬことは勿論で、表示の方法が不適當である場合は命令を以て適當に改訂を命じ得ることになつて居ります。

(四) 改正規則の第三條に依れば主務大臣又は地方長官は前示の表示以外必要ある場合は物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、重量其の他必要な事項を命じ得ることになつて居りますので、今後之に基く命令も發せられると豫想されますが、其の場合は直に命令通りの表示をしなければならないことになつてゐます。

三、施行期日と罰則

施行期日は去る七月八日からでして、(所謂ブローカーに對する取締規定は六月二十四日より)それ迄に各業者は價格の外に^④協定價格の他それくの規定に基き適當な表示をして

置かねばなりません。若し之に違反して表示を怠つたり虚偽の表示をした場合は三十日未の満拘留、又は二十圓未満の科料に處せられることになつて居ります。

四、其の他

仄聞する所に依ると「仕事が忙しいので」「面倒な仕事なので」到底七月八日迄に之等の種別の表示が難しい等と云ふ人もあるさうですが、其の爲に猶豫期間が二週間も見てあるのですからこんなことは全然言譯にはなりません。七月八日以後は嚴重な取締が行はれる筈ですから此の點戒心の上、吳々も間違ひない様に嚴重な表示をお願ひします。

尙價格其の他の表示を改訂するに當つて價格を吊上る様なことがあると直に統制令の違反となりますから、さうしたことのないことは勿論、若し九、一八價格より高値の表示をしてあつたことを發見された場合は此の際訂正して置かないと之又違反として處分を受けされることになりますから細心の注意を要します

防げ闇の手

暴利の手

以上大体の説明を申上げましたが、なほ不明の點がありましたら最寄の警察署なり、商工會議所なり又は直接縣廳の方へお問合せ下さい。

本縣増産計畫

	乳用牛	役肉用牛	計
	三三七	四五、八五〇	四五、一八七
		五三、三〇〇	五三、七〇〇

(口) 郡市別生産割當

地方の實情を考慮して郡市毎の生産目標を定める。

(ハ) 増産施設

1 役肉用種牡牛購入貸付

政府に於て役肉用種牡牛を民間から買上げ、之を縣に無償貸付することになつてゐる。

2 乳用種牡牛の貸付

政府に於て優良乳用種牡犢を民間から買上げ、育成の上之を縣に無償貸付する。

3 全國主要な乳牛飼育地方に對し乳牛犢の育成施設設置を助成する。

種別 現在頭數 昭和十二年末 昭和十八年に於ける頭數 増產目標

牛の生産地方に防疫班の設置を助成する
5 その他縣の増殖並に蕃殖障害除去に關する施設に對して助成する。

(二) 豚

今次事變に對して軍需牛肉の増大に伴ひ、需給の平衡を失する憂があるので、豚の改良増殖を圖つて食肉需給の圓滑を期することになつてゐる。

(イ) 増殖目標

昭和十二年末現在三、三五一頭を昭和十八年に六、一〇〇頭に増殖しようとするものである。

(ロ) 郡市別生產割當

地方の實情を考慮して郡市別生產目標を定める。

(ハ) 增殖施設

1 政府に於て種豚の配付機關二ヶ所を設置し、優良種豚の配付を行ふ。

2 縣に於て種豚の蕃殖配付に要する設備をなす外、豚の改良蕃殖に關する施設をなす。

(三) 緬羊

今次事變の勃發以來、軍需羊毛の生産擴充を急務とするやうになつたので、一定の計畫に基いて緬羊の増殖を圖ることになつてゐる。

(イ) 增殖目標

昭和十二年末二七七頭であつたのを昭和十八年に一、〇〇〇頭に増殖する。

(ロ) 郡市別生產割當

地方の實情を考慮し郡市別生產目標を定める。

(ハ) 增殖施設

1 緬羊の輸入貸付並に團体の輸入する綿羊に對して輸送費を助成する。
2 團體の専任技術員の設置、種畜供給施設及び團體で行ふ共同施設を助成する。

(四) 家兔

軍用兎毛皮の需要が増大して來たので家兔の増產を圖る。

(イ) 增殖目標

左の年次別目標によつて増殖を圖る。

年次	昭和十四年	同十五年	同十六年	同十七年	同十八年
頭數	八〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇
頭	頭	頭	頭	頭	頭

(五) 鶏

國際收支の改善に資する爲、鶏の増殖を圖る。

(イ) 增殖目標

羽數の増加は自然の趨勢に依らしめ、產卵能力の向上に重きを置く。

昭和十二年末二五三、三八七羽(成鶏一四六、七五二羽、雛一〇六、六三五羽)を昭和十八年には二八〇、三三二羽(成鶏一五五、五七一羽、雛一二四、七六一羽)に達せしめる豫定である。

地方の實情を考慮して郡市別の増殖目標を定める。

(ハ) 增殖施設

1 政府の畜產試驗場に於ける種鶏の配付施設を擴充する。

2 縣其他適當なる團體に於ける種鶏の増殖に關する施設に對して助成する。

X

X

X

(ロ) 增殖施設

政府種鶏場の產卵能力検定施設を擴充し、產卵能力の向上を圖る。又縣の獎勵施設を行ふと共に、養鶏團體の事業を助成する。

徵兵検査終了に當りて

鳥取縣に於ける本年度徵兵検査は、四月二十一日より七月六日迄縣下十ヶ所に於て執行されたのであるが、こゝにその概況について所感を述べると、身體検査の成績は鳥取、米子兩市を除いては前年に比し甲種、第一乙種、丙種の合格率が減少し、其の他の合格率は増加の状況にあつて、之が主因は検査規格の改正と嚴選に依るものである。

又之等体格等位に影響して居る主なる疾病異常は筋骨薄弱が最も多く、次で胸部疾患、視力障礙等であつて、殊に工場從業員の壯丁は体格が劣弱で胸部疾患が多いやうであつた。この傾向に對しては雇主側にも責任があると共に從業員たる壯丁の自覺も多分に必要であつて、最近青年從業員が比較的多額の收入があるところから

尙トロホーム、花柳病は依然前年に比べて減少してゐること、中等學校以上の卒業者が概して眼が悪く、殆ど眼鏡をかけてゐない者はない現象で、然も体格は總じて劣弱であるといふことに關しては、教育者も同様相當対策を要する問題であると思ふ。

次に壯丁の教育程度であるが、一般に學歴に比べて學力が低下してゐて、殊にそれは青年學

校不振の町村に多いやうであつた。

青年學校の不就學者は今日に於ても尙全壯丁の四六%に達し、之等は主として都市への他出者に多く、其の原因は雇傭主の不理解によるものが多數であるが、本人が進んで就學しようとする意志の薄弱なものも相當數あり、自然之等壯丁の時局認識、或は國民常識は一般に幼稚であつて、青年學校の本旨たる國民訓練の低下は壯丁の體位に影響するところ極めて大であるから青少年自身は素より指導者に於ても充分注意さるべきであると痛感した。

大体に於て壯丁全般を通じ緊張の中に終始したが、就中家庭より戰死者或は出征者を出して居る家族の子弟の奉公觀念は頗る旺盛であつて其の他何れも克く兵役義務の尊重を理解し、進んで國防の第一線に服役せんとする意氣の盛んなるを認めて眞に嬉しく心強く感じた次第であった。

服裝も大部は青年學校服又は學生服等を着用し、頭髮も全部丸刈り質實剛健の氣風の漲つて

おることを認めたが、因幡部の青年に於ては今少し活潑であつてほしいと思はれるものが多かつた。

戸毎に日の丸

手にく債券

ら自然不節制な生活をなして居ることは事實である。時局下にもつとく自肅自戒されなければならぬことを痛感した。

と同じ結果にあるのである。

尙ほ此の特設農場班の指導者は

中隊長（縣立修練農場長） 山崎永雄

小隊長（八頭郡社村青校教諭） 永田亀吉

中隊附（氣高郡青年團幹事） 中本一郎

同 （八頭郡河原町青校助教諭） 橋本五郎

滿洲建設勤勞奉仕隊 特設農場班鳥取隊編成



縣では、日滿を通ずる食糧、飼料の増産を目的として之の生産作業に勤労奉仕し、之が實踐を通じて青年の訓練及び大陸認識を與へ、以て日本青年の報國精神を昂揚させるため滿洲建設勤労奉仕隊特設農場班鳥取隊を編成した。

此の特設農場班は小麥、燕麥、包米、大豆等の栽培に奉仕するものであるが、此の汗の奉仕に依る飼料は滿洲糧穀會社より飼料配給會社を通じ、臨時配給飼料として勤労奉仕隊を出動せしめた市町村の産業組合を經由して一人當り百斤袋二十五袋を配給されることになるから、結局奉仕隊員は自村の飼料栽培農場を満洲に持つ

小隊附（日野郡日光村同） 香田義敬
同 （西伯郡夜見村同） 池淵富雄
の諸氏で、醫療班は

隊醫附（八頭郡大御門村） 平木實藏

氏、隊員は

鳥取市 一名 米子市 二名

岩美郡 五名 八頭郡 六名

氣高郡 二名 東伯郡 八名

西伯郡 八名 日野郡 十四名

計 五十三名

である。

一行は七月五日前十時縣廳に集合し、打揃つて縣社長田神社に參拜、祈願祭を行つて後縣

立圖書館で開かれた縣主催の壯行會に臨み、同日午後三時三十七分鳥取驛發列車で一路茨城縣内原訓練所和田分所に向ひ、同所で約十日間の準備訓練を受けた上、曩に渡溝した開拓團班の後を承けて七月十六日神戸出帆、七月二十二日から北滿的新天地瀋江省安達縣薩爾圖站の特設農場で滿洲開發の鍼を握り三ヶ月間に亘り汗の栽培奉仕に從事して九月下旬還することになつてゐる。

め要求されるのは青年や壯年の體力である。然も當面の戰鬪に勝つばかりでなく、いはゆる長期建設をなし遂げるためには乳幼兒の體力、更に進んではその母胎たる女子の體力さへもが國力の源泉として深く考慮が拂はれなければならぬ。

何となればこの輝かしき勝利も、これを託すべき後繼者たる次代の國民がその量に於て少く、その質に於て弱かつたならば、これを持續することが困難であるからである。

今この母性・乳幼兒問題といふ立場から現状をみると、我國では戰鬪行爲がはるか遠い大陸で行はれてゐて、國民は敵襲に對して少しも危惧の念を抱くことなく晏如として生活が出来て、統制經濟の不自由さへ少し辛抱すれば衣服でも栄養でも平時と餘り異らぬ位であるから、歐洲諸國殊にドイツがあの第一次歐洲大戰の際に経験したやうな條件と較べると格段の開きがあり、この方面での母性・乳幼兒の體力低下が殆ど見られないのは何といふ幸福なことであら

う。

然し過去のどの戦争よりもはるかに大規模な

今度の事變に際しては、國民の量即ち出生數に相當の影響を與へつてあることは、昭和十三年七月以降出生が前年に比して毎月約二萬から三萬を越える程度の減少を呈してゐる事實に徵しても明らかであらう。

この乳幼児が實は明日の國家の生産力、國防力の保障となるものなのだから事變下に於ける幾多の國民保健問題の中でも、この母性・乳幼児の保護對策こそ銃後國民にとつて喫緊の要務であると云つても過言ではない。

そもそも人口增加の積極的要素である出生の増加には、國民のすべてが——どの年齢の者もみんなが之に關與することは出來ないが、消極的要素の一である乳兒死亡の減少については殆どすべての國民が——この問題の解決に貢献できるといへる。固より死產及乳兒の死亡率が事變に因つて如何に左右されつつあるか、まだ正確な數字はわからないが地域により、階級によ

つて多少の影響が存するものと豫想しなければならない。

世間には、自然淘汰の考へから弱い子供が早く死に、強い子供ばかりが生き残るのだから、富國強兵のためには乳兒の死亡などはそれほど意に介しなくともよいではないかといふ人もある。固より生れて幾日も経たないうちに死んでしまふ乳兒の中には、生れつき体质の弱い育つ見込みの少ない數も少くはなからう。

しかし斯んな先天的な原因もさることながら、生活環境の改善に依つて、もつと端的にいへば、乳幼児の周圍から無智と貧困とを除くことに依つて、先天的のものに原因しない乳兒死亡は激減すると見て差支はない。

何故ならば同じ環境では弱い子供の方が早く死ぬであらうが、乳兒それ自体が大体弱いのだから、どんなに強い乳兒でもその外界に對する抵抗力といふものは、たかが知れたものである。早く死んだから弱いと諦めてゐた乳兒の中にも養護の方法さへ誤らなかつたら、最初の生命

の危機を切り抜けて、將來強い國民となり得る者も數多くあつたであらうし、現在社會の第一線に丈夫で元氣に働いてゐる人達の中にも、幼い時には弱くて到底育つ見込みないといはれた人も少くないであらう。

かう考へてみると、毎年々々二十數萬人の乳兒が失はれてゆくといふことは何といふもつたいない、又腹立たしい現象であらう！

貧困はしばく母性・乳幼児の体力を蔑ろにして發達した理由は實にこゝにある。

然し富裕は常に母性・乳幼児の体力を向上せしめてゐるであらうか。經濟上何等不安を感じない階級の子供は栄養や鍛錬の點からも、正しい養護を享けてゐるであらうか。寧ろ彼等の中には洗練されない物質主義的な寵愛の對象として、乳兒の時代から暖衣飽食無爲の習慣に染まつてゐる例も決して乏しくはないのである。

世間は教育が餘程普及し、育児の知識も向上して來た。しかし離乳の時期や方法に缺陷のあ

ることは、母乳で養はれてゐる時期は農村の子供の方が發育がよいのに、幼兒期になるとかへつて都會の幼兒に劣つてしまふといふ學者の言及事實からも察せられるし、又實際に地方には体力向上の見地から好ましくない育児に關する風習が、あらゆる階級を通じて殘つてゐる所も少くない。

まだ農村の早產や流產を少くし、乳兒の死亡を減らすためには農村の婦人が妊娠・分娩・產褥及び育児を通じてもつと教育し養護せらるべきであるといふことが叫ばれるが、これは非常時産業の勃興發展に伴ひ、獨り農村に限らず工場地帶の母性に對しての警告でもある。

適切な育児の道を講じないばかりに、防ぐこの出来る死を防がないで悲嘆を重ねてゐる親が年々歲々如何に多いかは、かかる世間の隅の小さな事實が積り積つて、乳兒の死亡が毎年二十數萬と云ふ驚くべき數字になることからも確證されるのである。

況んや乳兒死亡の陰には、死にまで立ち到ら

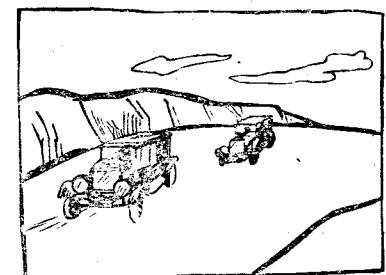
なくとも病氣にかゝつて体力の低下を來し人並の生育も出來ず親の悩みの種となつてゐる何層倍もの乳兒があることを思ふと、この問題が又如何に大切であるかが思はれる。

嘗ては「多く生み、多く失ふ」ても國家として痛痒を感じなかつた時代から、「少く生み、良く育てよう」とする思想が國民の一部に侵入した時代を経て、今やかかる無智やかゝる誤謬を清算して、「多く生み、健に良く育てる」ことが全國民に要求される時代となつた。世の女性達はこの非常時局に當つて、充分この母性・乳幼兒の体力と人口問題の重要性を自覺してこれが向上を期すると共に、男性に於ても國力の源泉としてこの問題に關心を厚うし、國運進展の基礎を堅からしめるやう祈つてやまない。

× × ×

拓務省では全國小學校中から滿洲開拓青年義勇隊の送出に特に盡力した小學校の教員を滿洲の現地に派遣し、それ／＼の關係訓練所で諸事業に奉仕又は他の訓練所及び開拓團を觀察せしめ更に大陸認識を徹底せしめ、今後の送出に當り此の徹底した大陸認識に依つて一段の協力を求めるこゝなつた。

尚ほ本縣の奉仕隊員は次の十九名で、七月二十九日神戸港を出帆して現地の鳥取中隊訓練所に至り十日間の奉仕を行ふことになつてゐるが、



年青拓開洲滿
隊員教仕奉隊勇義



農業報國聯盟鳥取支部

本年度農業報國運動要項

飯途各訓練所、各開拓團を視察して九月上旬頃	溝口 同	(同) 深田 薫
新潟に上陸飯途する筈である。		
縣視學（代表） 木村正義		
久松尋常高等小學校長（鳥取） 谷口惠五郎	大西 孟信	
角盤高等小學校長（米子） 大西 孟信	塔 正治	
倉田尋常高等小學校長（岩美） 塔 正治	細川 治郎	
池田 育英 同	（八頭）	
社 大正 同	（同） 運佛 重壽	
日置谷 同	（同） 土井 勇重	
成美村青年學校教諭（東伯） 橫出 正雄	高田 周吉	
社村 同	（同） 紅本 健一	
小鴨尋常高等小學校長（同） 尾崎 茂	農業報國運動は兵農一致の精神に則り、戰時	
方見尋常高等小學校訓導（同） 三浦 嚴	農林漁業增產國策に對する農林漁業者の認識を	
春日尋常高等小學校長（西伯） 古曳 顯文	徹底せしめ、是が對策確保を期する目的を以	
渡 中濱 同	（同） 金畑 誠一	て時局の進展に伴ひ各種の施設を行つて、銃後
尚徳 同	（同） 嘉賀 廣馨	の護りを完うしとするものであるけれども
二部尋常高等小學校訓導（日野） 池田	松本 守城	本年度に於ては特に食糧飼料の增產促進を圖り併せて強力なる供米節米運動の展開によつて戰時下食糧の充確實保を期することに重點を置くこととなつた。從つてこの本年の重點目標の達

成の爲、左記事項につき主力を傾注して農村統後護りを堅くすることになつたのである。

一、事業實施要項

(一) 食糧充實運動

戰時食糧の充實確保は銃後國民の責務であつて刻下最大の急務である。依つて之が増産に關しては極力其の目的の達成に努める

と共に米穀供出の促進を期し、併せて農村都市に於ける食糧消費合理化に努めるものである。

(二) 空閑地生産運動

休閑地荒蕪地等の未利用地を利用開發し、特に學生生徒青年團等の青少年の愛國的協力に訴へ、集團的勤労作業に依つて食糧、飼料作物の栽培を行ひ不毛地の生産化を期するものである。

(三) 婦人労力の合理化運動

農村労力の減少に鑑みて婦女子の潜在労力並に労働能率の増進施設を獎勵し婦人の積極的労働參加を期するものである。

(四) 自給自足經濟展開運動
肥料、飼料の配給其の他農林水產用資材の不圓滑に鑑み、農村經濟部面に於ける自給自足方策を確立展開して時艱を克服し、以て増産の確保銃後國民生活の安定を期するものである。

(五) 燃料報國運動

現下燃料自給の實情に鑑み、農山村民の報國精神の昂揚と生徒青年團の勤労奉仕に依つて木炭の増産確保に努めると共に之が供出の徹底を圖り、以て國民生活の安定に資するものである。

(六) 部落共同化擴充運動

農村に於ける各種施設は農村部落の實行に俟たなければならぬのであつて、農事實行組合の擴充強化により部落一體の實を擧げ農村に課せられたる戰時下諸施設の徹底確保を期するものである。

二、實施事業運動方法

(一) 兵農一致報國精神の徹底

(イ) 戰時農山漁村對策の確立を期するため歸還將兵在郷軍人の協力を求めること。
(ロ) 軍人遺家族の生産確保を期するため勤勞奉仕の徹底を期すること。
(ハ) 座談會懇談會協議會等を催して主旨の徹底を圖ること。
(ニ) ラヂオ新聞印刷物等により兵農一致報國精神の昂揚を期すること。
(ホ) 新穀感謝祭を縣社に於て行ふこと。

(二) 食糧增産遂行

主要食糧たる米穀を初め代用及び混食作物たる麥、蕎麥、粟、稗、豆類、甘藷、里芋、馬鈴薯、野菜の増殖に努めること。

(三) 米穀供出並に集荷促進

食糧問題の重要性に鑑みて圓滑なる配給を期し、米穀の供出集荷の促進を更に強化するため戰時下米穀事情を周知し、農家の自覺を促し、併せて米過剩保留思惑賣惜等の行爲は戰時道徳に離反し恥すべき行爲であることを認識せしめること。

(四) 食糧消費の合理化
(イ) 代用食、混食、七分搗、粥食の宣傳により節米の實行を期すると共に代用食、混食等の斡旋をなすこと。
(ロ) 市街地に對しては農業感謝祭を執行せしめること。

(五) 飼料資源の開發

(イ) 縣民總動員により未利用地並に不毛地の開發を行ひ飼料增産をなさしめること。
(ロ) 縣下各學校の校庭等不生產地を生徒兒童等の集團栽培により玉蜀黍及び稗の栽培をなすこと。

(ホ) 各項の徹底を期するため種子の無料配布をなすこと。

(六) 不毛地生産化

大山原野砂丘荒蕪地未利用地に對し食糧作物

飼料作物、蔓、纖維作物、蔬菜等適地適作物栽培の獎勵をなし以て不毛地の生産化を期すること。

(七) 滿洲飼料生産隊派遣の援助

縣下青少年の飼料生産隊派遣を援助し、以て大陸の思想喚起と飼料獲得を期するため生産隊の編成送迎慰問の方法を講すると共に、併せて歸還生産隊の報告會等を開き以て其の使命の重大性を汎く認識せしめること。

(八) 婦人労力合理化

(イ) 勞働不參加婦人の自覺を促して勞務參加をなさしめること。

(ロ) 託児所共同炊事に依つて婦人労効能率の向上を期すること。

(ハ) モンベイの普及を圖り服裝改善を行ふこと。

(ニ) 婦人牛馬耕傳習會を開催すること。

(九) 自給肥料の増產

(イ) 採草地の整地開放をなすこと。

(ロ) 草刈、燒土、木灰蒐集をなすこと。

(十二) 本炭の増產及供出協力
(イ) 木炭の増產及び供出を徹底せしめるため生徒青年團婦人會等の參加を勧奨すること。
(ロ) 國有林、公林地の拂下の斡旋に努めること。
(ハ) 消費地に對する木炭の供出に積極的に

努めしめること。

(十三) 農事實行組合の擴充強化

(イ) 農事實行組合の幹部大會を各都市に開催すること。

(ロ) 優良農事實行組合の表彰を行ふこと。

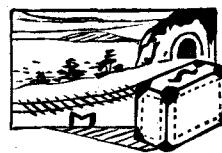
(ハ) 農事實行組合の當會を指導すること。

(ミ) 部落中心人物の養成をなすこと。

(十四) 生產物天引貯金勵行

農林水產物販賣代金の天引貯金の勵行を期すこと。

興亞學生勤勞報國隊



奉仕隊師範隊

全國學生生徒を簡拔して東亞大陸に派遣し、現地に於て集闘的勤勞教育を實施し東亞新秩序建設の事業に參加せしめと共に、具に第一線將

(ハ) 市街地塵芥糞尿の處理を有效的になすこと。
(ニ) 焚堆肥の增產と肥料成分分散防止をなすこと。

(十) 農林水產業用廢品回収

(イ) 肥料吸鋤先等の回収をなすこと。

(ロ) 蓑肩、紙屑不用農具等の再生を期すること。

(十一) 農林水產用資材の代用品製作獎勵

(イ) 蓑靴、草鞋、草履の製作をなさしめること。

(ロ) 金物、農具を木竹製品に變換せしめるここと。

(八) 市街地塵芥糞尿の處理を有效的になすこと。

(九) 農事實行組合の擴充強化

(イ) 農事實行組合の幹部大會を各都市に開催すること。

(ロ) 優良農事實行組合の表彰を行ふこと。

(ハ) 農事實行組合の當會を指導すること。

(ミ) 部落中心人物の養成をなすこと。

(十四) 生產物天引貯金勵行

農林水產物販賣代金の天引貯金の勵行を期すこと。

(十二) 本炭の増產及供出協力
(イ) 木炭の増產及び供出を徹底せしめるため生徒青年團婦人會等の參加を勧奨すること。
(ロ) 國有林、公林地の拂下の斡旋に努めるここと。
(ハ) 消費地に對する木炭の供出に積極的に

兵の勞苦を體得せしめて盡忠報國精神の昂揚大陸に對する認識の深化、堅忍持久の意力を鍊成し、相率ゐて興亞の大業を翼賛すべき學風の作興を期する爲、文部省教學局では「興亞學生勤勞報國隊滿洲建設勤勞奉仕隊」を組織し、これを特技隊・師範隊に分つて特技隊九百八十六名師範隊五百三名計一千四百八十九名を派遣することになつてゐる。

この中師範隊は幹部四十七名、隊員四百五十六名であつて、隊員には國內五十六の師範學校より各八名の生徒が參加し、先づ茨城縣東茨城市下中妻村内原の満蒙開拓青少年義勇軍訓練所に七月二十日（幹部は二日前）集合して必要な訓練を受け同月二十五日新潟出帆の月山丸、（二十八日羅津着）及び二十六日敦賀出帆の氣比丸（二十九日清津着）で出發して現地に入り定められたる軍の實施作業に從事し、現地に滞在すること二十三、四日にして八月二十日大連出帆のモンテビデオ丸で歸途につき神戸に上陸解散の豫定である。

本縣師範學校よりも奉仕隊は第三中隊の第三小隊に配せられてゐて、岡山、島根、廣島の各師範學校と共に合同編成されるが、その人名は次の通りである。

幹部(小隊長)

鳥取縣師範學校教諭

西村實義

隊員

專攻科第一學年

白岩 一郎
森 淳美

本科第一部第五學年
同 同 第四學年

高塙泰次郎
西尾 英富

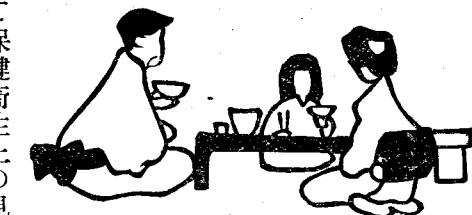
第二部第二學年
同 同 第一學年

大陸科
後藤 弘明
佐々木龍美

第一學年
同 同 同

山崎 恒利
竹内 勘藏

×
×
×



非常時 下食物の位 てよいか

一國の食糧を調節するが
ためにには、其の增收を圖る
と共に其の消費を節約する
ことが緊急事である。而し

て保健衛生上の見地から之を考慮し先づ國民各自が栄養と食糧經濟に關する知識を深め徹底して自覺に依つて食糧の節約を期することが必要である。

食物は、大人であれば勢力を出すために日々消費せられる成分を充分補ふだけの分量が必要であり、子供であればそれ以上体の成分を増やして生長するに必要な量を攝らねばならない。

ふに任かせぬやうな現在では一層痛切に之を感じざるを得ないのである。

それかと云つて無闇に食物を節約して攝らねばならない量までも攝らないのでは、國民の元氣は衰へて銃後國民の健康が保たれないのであるから、健康を損ふことなくしてどれだけの程度まで食物を節約し得るかを定めることは、一家は勿論一國として非常に大切なことである。

然らば保健食料の標準はどの位であるかと云ふと、体重十三、四貫の成年男子が中等程度の勞働をする際には凡そ蛋白質二十四匁、脂肪五匁半、含水炭素百二十匁を攝ればよいとされてゐる。

成年男子に較べると婦人や子供は食糧が少くて済むもので、妻及び十四歳から十七歳の男童は夫の八割、女兒は七割、十歳から十三歳の兒童は六割、六歳から九歳の兒童は五割、更に二歳から五歳までの幼兒は四割と見ればよいのである。

斯んな誤った栄養法は、一人一家の不經濟であるばかりでなく、之を國家的に見れば實に莫大なる損失である。而も現下の非常時局に於て節米運動が叫ばれ、其の他色々物資の配給が思

ものであつて、此の分量よりもつと節約しても差支へない。經濟上から云へば一般に蛋白質に富んだものは高價であるから、成るべく蛋白質のものを儉約することが肝要である。近頃研究された所に依ると、一日の蛋白質攝取量を標準食料の半分位まで下げる、他の養素の分量が充分であれば保健上差支へないことが唱へられるに至つた。尤も斯様な場合には食物を充分に咀嚼してよく消化吸收するやうに心がけねばならぬ。さうして無用なる濫費を慎むと共に、現下の非常時局をよく認識して食糧の節約を圖るやう心がけるべきである。

尙ほ如何にすれば安くて美味しく、而も栄養になる食物を攝ることが出来るかと云ふことの十則を次に記して置く。

- 一 材料の選び方に注意すること。
- 一 美味しく食べる工夫をすること。
- 一 勝手元で廢物を出さぬやう心がけること。
- 一 咀嚼を充分にして消化を完全にすることに注意すること。



滿洲建設勤労奉仕隊

實踐を通して興亞精神を體得せしめる爲、今年も滿洲建設勤労奉仕隊を派遣して、夏季にて學生生徒並に一般青年を滿洲・北支・中南支

に送られることとなつて、本縣に於ても青年隊中の開拓團班は既に編成を終つて過般出發し、同特設農場班及び師範學校生徒も近く出發して滿洲の現地に於て集團的訓練並に勤労教育を實施し、開拓諸建設、食糧飼料の増産を目的とする農耕、其の他技術的特殊作業等に從事することになつてゐるのであるが、女子青年隊は七月三日を以て出發した。

女子青年隊は道府縣で二名宛の中堅女子青年を選抜して組織されたものであつて、本縣では日野郡溝口町字古市 西伯郡高麗村字安原 の二名が派遣されるが、全國で選ばれた九十四名の隊員に、指導者として隊長一名、隊附四名、隊醫一名、隊醫附三名計九名が文部省で選定されてゐる。

本縣の右隊員は七月三日午後三時三十七分鳥取驛を發し、同四日東京市芝區增正寺前女子會館に集合して翌日から五日間、茨城縣東茨城郡下中妻村内原の日本國民高等學校女子部で準備

訓練を受け、七月九日前内原を出發し午後東京着、宮城遙拜の後同夜東京を發して十日神戸を出帆し、十三日大連上陸、奉天、新京、哈爾賓を経て鐵驛訓練所に入る豫定である。在滿中の奉仕は合同訓練奉仕と班別訓練奉仕であるが、合同訓練奉仕は七月十七日より月末まで約十日間を鐵驛の青年義勇隊基本訓練所で全員奉仕し、班別訓練奉仕は七月下旬から八月中旬まで約二週間五班に分れて左の實務訓練所で奉仕する。

第一班	伊拉哈	(北安省嫩江縣)
第二班	大崗	(龍江省鎮東縣)
第三班	培川及び寧年	(龍江省豐裕縣)
第四班	大林	(三江省樺川縣)
第五班	薩爾圖	(濱江省安達縣)

而して本縣の隊員は以上各班の中何れかの實務訓練所に入所し汗の奉仕をなすことになつてゐる。奉仕作業は大体裁縫、炊事、洗濯、清掃その他である。

斯くて奉仕を終つた隊員は八月二十日羅津を

一嗜好は成るべく廣く食物は成るべく偏しないやうにすること。

一購買方に心を用ゐること。

一食物の貯藏法を心得ること。

一一切の虛榮心を取り去ること。

一不美食萬能主義も美食萬能主義も排すること。

一飽食しないこと。

一購買方に心を用ゐること。

一食物の貯藏法を心得ること。

一一切の虛榮心を取り去ること。

出帆して二十二日新潟に着き同日東京に向つて女子會館に一泊の上翌二十三日同館で解散式を擧げる筈であるが、この間に於て往路又は歸還の際大連、旅順、奉天、新京、哈爾賓を見學する豫定である。

七月十四日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容左記ノ通

寫眞週報第百二十四號掲載內容

- 一 滿洲國皇帝陛下御來訪
- 一 ドイツに勝利の凱歌ト海外通信
- 一 一日戰死の結晶ト武勳輝く忠靈塔
- 一 チマを脱いで一朝鮮忠淸南道農村女子講習所
- 一 オ米の供出寶船ト讀者のカメラ
- 一 健やかな明日の母—職業婦人の夏の鍛錬
- 一 読物ベージ
- 今年の物動と私たちの生活
- 印度、ビルマの情勢 下
- 新版東亞風土記 中支那の卷
- 働く人々の安全は安らかな家庭から
- 次代國民の育て方 (十三)
- 一 週報第百九十五號掲載內容
- 一 統制の強化と國民生活

守れ銃後

經濟法令

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
所

本年度の物動計畫	(企畫院)
奢侈品の製造販賣禁止	(商工省物價局)
暴利取締令の改正	(商工省物價局)
ソ聯のバルカン進出	(外務省情報部)
新支那讀本 (1)	新國民政府のその後